

京都市農林業雇用・就労支援事業（農業版）における職場環境改善業務に関する 受託候補者応募要領

京都市では、農業分野への新たな担い手の参入促進を図るため、就農の門戸を広げることや、職業として「農業」が選択されるよう、安定した雇用体制の構築を図り、担い手が育成される土壌づくりに向けて、新たな雇用・就労支援制度を設ける。

そのうち、農業法人又は法人化を目指す農業者による、新たな担い手の確保に向けた働きやすい職場づくり（作業の効率化、業務指示の明確化、労働時間の縮減など）を支援する事業を行う受託候補者を下記のとおり募集する。

記

1 委託業務

京都市農林業雇用・就労支援事業（農業版）における職場環境改善業務

2 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限

金4,400,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 本市の競争入札参加有資格者（本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、本プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び入札参加停止期間中でないこと。
- (2) 農業現場における労働環境改善や担い手確保支援事業の実績がある事業者で、かつ実績がある担当者を従事させることができること。
- (3) 代表者、役員又はその使用者が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 国税及び地方税並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

- | | |
|------------------|----|
| ア 応募申請書（様式1） | 1部 |
| イ 提案書（様式2（参考様式）） | 4部 |

- ウ 業務実績一覧（様式3） 1部
- エ 見積書（京都市長宛。消費税は内書きで記載） 1部
- オ 会社概要（団体の概要、活動内容、活動実績などが分かる資料） 1部
- カ 応募資格を満たすことを証明する書類 各1部（競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ）
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合のみ）
 - ・印鑑証明書
 - ・納税証明書（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、本市の市民税及び固定資産税）
 - ・使用印鑑届（受任者設定が無い場合）又は委任状兼使用印鑑届（受任者設定が有る場合）
 - ・調査同意書（水道料金・下水道使用料）
 - ・京都市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式4）

※市民税及び固定資産税については、主たる事業所が市外の場合、主たる事業所を置く地方自治体の納税証明書を、本市納税証明書に代え提出することができる。

※公募期間の都合上、応募資格を満たすことを証明する書類の一部が揃わない場合、本市に対しその旨書面にて提出を誓約、通知し、書類が揃い次第速やかに提出すること。

(2) 受付期間

ア 令和8年6月29日（月）から令和8年7月10日（金）までの平日午前9時から午後5時までとする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

(3) 提出方法等

下記10の担当まで持参又は郵送により提出すること。

ただし、提出期限は、持参の場合、令和8年7月10日（金）午後5時までとし、郵送の場合、当日午後5時必着とする。

(4) その他

ア 提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。

イ 選定された提案は、京都市との協議により、修正又は変更を行う場合がある。

6 受託候補者の選定方法

(1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

(2) 提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。

(3) 京都市の職員で構成する「京都市農林業雇用・就労支援事業（農業版）における職場環境改善業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された提案書及び見積書について、「京都市農林業雇用・就労支援事業（農業版）における職場環境改善業務に関する受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に審査し、評価点の合計が60点以上のもののうち最も高い評価点を得た応募者を受託候補者として選定する。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、上記と同様に審査及び選定を行う。

(4) 選定委員会における審査の結果、選定した受託候補者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者氏名並びに契約予定金額（見積書に記載された金額）、評価点及び受託候補者の選定理由などを含めて、選定結果を京都市のホームページで公表する。なお、選定手続が完了する前は、応募者数や応募者名など選定に係る情報について公表しない。

7 委託契約の締結

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(2) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。

- イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
- ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。

8 質問

応募方法や委託業務の仕様内容等について質問がある場合は、質問書（任意様式）を持参又は電子メール若しくはFAXにより提出すること。口頭による質問は受け付けない。ただし、本市が軽微な質問と判断した場合についてはこの限りでない。なお、FAXの場合は必ず電話での着信確認を行うこと。

(1) 提出先

下記10の担当まで

(2) 提出期間

令和8年6月29日（月）から令和8年7月3日（金）までの平日午前9時から午後5時までとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年7月8日（水）午後5時までに京都市情報館（入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のページ）に公開することによって行う。

(4) その他

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4応募資格」を満たしている者とする。

9 注意事項

(1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 失格となる応募申請書及び提案書

応募申請書及び提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出された提案書は、受託候補者の選定以外には、応募者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

ウ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

10 担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室（担当：岩浅、佐藤）

TEL 075-222-3351

FAX 075-221-1253

E-mail norinkikaku@city.kyoto.lg.jp